



税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 固定資産税係
☎476-1111(117・118)

◆太陽光発電設備の申告をお願いします ～固定資産税（償却資産）のお知らせ～

太陽光発電設備については、固定資産税の課税対象となる償却資産に該当し、1月末までに申告していただく必要がありますので下表を参考にご確認ください。

また、申告漏れがある場合には、取得年に遡り課税されますのでご注意ください。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	事業の用に供している資産になります。売電の有無にかかわらず償却資産として 申告の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、 申告の対象外となります。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電の有無にかかわらず償却資産として 申告の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産となります。売電の有無にかかわらず償却資産として 申告の対象となります。	

※課税対象となる償却資産・・・太陽光パネル（家屋の屋根材となっているものを除く）、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナーなど

<再生可能エネルギー発電設備における課税標準額の特例について>

再生可能エネルギー発電設備については次の条件を満たす場合、**新たに課税することとなる年度を含めて3年度分の固定資産税に限り、該当する太陽光発電設備の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減することができます。**

■条件

- 『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた太陽光発電設備（10kW以上）
- 取得期間 平成24年5月29日から平成28年3月31日まで

■提出書類

- 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書（経済産業省）
- 電力需給契約の分かる書類（電気事業者発行）

<申告期限について>

申告期限 平成**28年2月1日**（月）

※上記申告期間に間に合わない場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

税務課 固定資産税係

☎099-476-1111（内線117・118）